

『歐陽文忠公集』の編纂と日本への伝来について： 歐陽脩新発見書簡九十六篇を手がかりとして

東, 英寿
九州大学大学院比較社会文化研究院 : 教授

<https://doi.org/10.15017/1790482>

出版情報 : 中国文学論集. 45, pp. 59-74, 2016-12-25. 九州大学中国文学会
バージョン :
権利関係 :

『歐陽文忠公集』の編纂と日本への伝来について

—— 歐陽脩新発見書簡九十六篇を手がかりとして ——

東 英 寿

一 はじめに

北宋の歐陽脩（一〇〇七―七二）に、これまでその存在が全く知られていなかった書簡九十六篇を筆者は発見して、二〇一一年に報告し公表した^①。歐陽脩は今から千年以上前に生まれた人物であり、すでに作品は収集され尽くし、南宋、明、清から現代に至るまで幾度も全集は出版されて作品数は確定していた。

ところが、筆者はこれまで全く知られていなかった歐陽脩の書簡九十六篇を天理大学附属天理図書館に所蔵されている『歐陽文忠公集』の中から見つけ出した。これら新出の九十六篇からは、歐陽脩の日常生活や人間関係等を窺うことができるので、様々な角度から研究が進められている^②。

そこで、こうした九十六篇に関する研究の一環として、本稿ではこれまで知られていなかった歐陽脩の書簡がそもそもなぜ日本に伝来していたのか、すなわち九十六篇がどうして天理図書館所蔵の『歐陽文忠公集』中に存在していたのか、そしてどのようにして日本に伝わってきたのかということについて、『歐陽文忠公集』編纂との関わりに着目して能う限り明らかにしたい。

二 周必大原刻の『歐陽文忠公集』について

歐陽脩の全集である『歐陽文忠公集』百五十三卷は、南宋の周必大（一一二六～一二〇四）が編纂した。彼は「歐陽文忠公集後序」において、

會郡人孫謙益老於儒學、刻意斯文。承直郎丁朝佐博覽羣書、尤長考證。於是徧搜舊本、傍采先賢文集、與鄉貢進士曾三異等互加編校。起紹熙辛亥春、迄慶元丙辰夏、成一百五十三卷、別爲附録五卷。

會^{たまた}ま郡人の孫謙益は儒學に老い、意を斯文に刻む。承直郎の丁朝佐は羣書を博覽し、尤も考證に長けり。是に於て舊本を徧く搜し、傍く先賢の文集を采り、郷貢進士の曾三異等と互いに編校を加ふ。紹熙辛亥の春起り、慶元丙辰の夏迄、一百五十三卷を成し、別に附録五卷を爲る。

と記述し、儒學に詳しい孫謙益、考証に優れた丁朝佐、郷貢進士である曾三異等とともに編纂や校正を行ったと述べる。また、編纂期間は、紹熙辛亥（二年、一一九一年）より慶元丙辰（二年、一一九六年）の六年間であったことがわかる。さらに、孫謙益、丁朝佐、曾三異を含めて、この周必大編纂『歐陽文忠公集』の巻末に、

編定校正・孫謙益、丁朝佐、曾三異、胡柯

覆校・葛澗、王伯芻、朱岑、胡炳、曾煥、胡渙、劉贊、羅泌

と記載されているので、周必大を中心としてこれら十二名が校正等を担い、『歐陽文忠公集』百五十三卷は編纂されたのである。

さて、周必大が慶元二年に完成させた『歐陽文忠公集』として、目録や凶録等に記載されているものとしては、

中国の国家図書館所蔵本（以下、国図本と称す）、日本の宮内庁書陵部所蔵本（以下、宮内庁本と称す）と天理大学附属天理図書館所蔵本（以下、天理本と称す）がある。⁴⁾
中国の国家図書館所蔵本について、『北京図書館古籍善本書目』によると、⁵⁾周必大原刻本としては以下の三本が掲載されている（便宜上、①②③の番号を附した）。

① 歐陽文忠公集一百五十三卷 宋歐陽脩撰 附録五卷 宋慶元二年周必大刻本〔卷三至六、三十八至四十四、六一至六十三、九十五、一百三十四至一百四十三配明抄本〕 四十六冊

② 歐陽文忠公集一百五十三卷 宋歐陽脩撰 宋慶元二年周必大刻本〔卷六十二至六十五配抄本〕十六冊 存四十四卷 四至七 五十五至六十七 七十二至七十三 八十七至八十九 一百十二至一百十七 一百二十至一百二十四 一百四十六 一百四十八 一百四十九至一百五十三

③ 歐陽文忠公集一百五十三卷 宋歐陽脩撰 宋慶元二年周必大刻本 三冊 存五卷 五十二至五十四 九十六 一百十九

これらは同一の版本で、②が四十卷、③は五巻しか存在していないのに対して、①は百五十三巻のうち僅か二十五巻分が欠巻であるにすぎず、国家図書館を代表する善本とされる。これらはいずれも慶元二年に刊行された周必大の刻本と記載されており、周必大原刻の『歐陽文忠公集』と認定されている。

宮内庁本は全百五十三巻のうち六十七巻が現存している。宮内庁本について『図書寮典籍解題 漢籍篇』では次のように記述する。⁶⁾

陳振孫の書録解題に、六一居士集一百五十二巻⁴⁾を著録し、

『歐陽文忠公集』の編纂と日本への伝来について

周益公解相印歸、用諸本編校、定爲此本、且爲之年譜。自居士集、外集而下、至於書簡集、凡十、各刊之家塾。と記すものは、即ち本書である。

宮内庁本は周必大が官職を辞した後に家塾で刊行されたもので、周必大原刻の『歐陽文忠公集』と見なされている。天理本は、『歐陽文忠公集』百五十三巻のうち、後人の補写部分が僅か二十二巻に過ぎないので、南宋刊本がほぼ原形を留めている善本と考えられ、一九五二年に日本の国宝に指定されている。もとは金澤文庫の所蔵で、その後京都堀川の伊藤家を経て、天理大学附属天理図書館に所蔵された。この天理本について、文化庁監修『国宝』の中では、慶元二年刊行本として、

本書はその宋刊本で、本文百五十三巻、付録五巻を三十九冊に収めるが、……その版刻は慶元二年で、本書もおそらく当時の印行として認められる。

と記述し、天理本は周必大が慶元二年に版刻した『歐陽文忠公集』であると言う。これら国図本、宮内庁本、天理本の版心に記入された刻工名を調査すると、国図本と宮内庁本は全く同一なので同じ版本である（従って、以後は国図本・宮内庁本とあわせて表記する）。一方、天理本は国図本・宮内庁本と刻工名が違うので別の版本であるということが明らかとなる。そして、周必大は『歐陽文忠公集』の編纂作業を担当した一人である曾三異に送った書簡（『與曾無疑三異書』）において次のように記述する。

六一集方以俸金送劉氏兄弟私下刻版、免得官中擾人。

六一集は方に俸金を以て劉氏兄弟に送り私かに刻版に下し、官中にて人を擾すを得るを免る。

『六一集』とは『歐陽文忠公集』のことで、この書簡が送られたのは紹熙四年（一一九三）であり、周必大がまさに『歐陽文忠公集』を編纂していた期間のことであつた。ここから、周必大が刻工である劉氏兄弟に俸給を与えて版木に刻ませ、『歐陽文忠公集』を制作している様子が窺え、このようにして確実に全集は刊行されたのである。国図本・宮内庁本と天理本は、前掲の目録等によるといづれも慶元二年に刊行された周必大原刻の『歐陽文忠公集』と認定されているにもかかわらず刻工名が違うということは、少なくとも国図本・宮内庁本と天理本とのどちらかが周必大の依頼ではない刻工が版木を刻んでいることになる。従つて、これら三本ともが全て周必大の原刻本『歐陽文忠公集』ということはあるにない。

周必大原刻の『歐陽文忠公集』については、既に拙稿において考察したように、中国の国家図書館に所蔵されている鄧邦述跋本がそれであり、国図本・宮内庁本と天理本は、実は全て周必大の原刻本ではなく、原刻本に基づいて後に編纂された南宋本であることを明らかにした。鄧邦述跋本を周必大の原刻本と見なした理由は、『歐陽文忠公集』の各巻末に増補部分が存在していないからである。たとえば、『歐陽文忠公集』巻二十の巻末に注目すると、この巻に収録されている最後の作品は「資政殿學士戸部侍郎文正范公神道碑銘」であり、その作品の後に一行空けて次のような記載がある。

居士集巻第二十

熙寧五年秋七月男發等編定

紹熙二年三月郡人孫謙益校正

「熙寧五年秋七月男發等編定」とは、歐陽脩が熙寧五年（一〇七二）閏七月に亡くなる直前に息子の歐陽發らが『歐陽文忠公集』巻一〜五十に収録される『居士集』五十巻を編定したことを記述しており、この記述は『居士集』五十巻の各巻末に存在する。その次にある「紹熙二年三月郡人孫謙益校正」とは、周必大が『歐陽文忠公集』を編纂した際の紹熙二年（一一九一）に、編定校正者の一人である孫謙益が『居士集』巻二十部分を校正したことを指

『歐陽文忠公集』の編纂と日本への伝来について

す。この記述も『居士集』各巻末にある。つまり『居士集』五十巻部分は、周必大が『歐陽文忠公集』の編纂をした際に、孫謙益が校正を担当したことがわかる。

注意したいのは、国図本、天理本では「紹熙二年三月郡人孫謙益校正」の次の行から以下のような記述が存在することである（宮内庁本はこの箇所が欠本で調査出来ないが、刻工名が同じである国図本と同一であったと考えられる）。

范文正公神道碑、自公坐呂公貶、羣士大夫各持二公曲直。呂公患之、凡直公者、皆指爲党、或坐竄逐。及呂公復相、公亦再起被用。於是二公驩然相約、戮力平賊。天下之士皆以此多二公。然朋党之論遂起、而不能止。

范文正公神道碑に、公の呂公に坐して貶せられしより、羣士大夫は各おの二公の曲直を持す。呂公之れを患へ、凡そ公を直とする者、皆指して党と爲し、或ひは坐して竄逐せらる。呂公の相に復するに及びて、公も亦た再び起ちて用ひらる。是に於て二公驩然として相約し、力を戮せて賊を平らぐ。天下の士は皆此を以て二公を多とす。然れども朋党の論遂に起りて、止むること能はず。

「范文正公神道碑」という記述から始まることで明らかのように「自公坐呂公貶く而不能止」は、『歐陽文忠公集』巻二十（『居士集』巻二十）の本編に収録されている「資政殿字士戸部侍郎范文正公神道碑銘」の本文の記述である。さらに、この後に続けて司馬光『涑水記聞』、蘇轍『龍川別志』、邵伯温『邵氏聞見録』、陳師道『後山談叢』の記事を引用し、范仲淹の息子である范純仁（堯夫）が歐陽脩の神道碑銘の文字を勝手に改めた等の後日談に関連する記述がある。

この「范文正公神道碑、自公坐呂公貶」から始まり、司馬光『涑水記聞』、蘇轍『龍川別志』、邵伯温『邵氏聞見録』、陳師道『後山談叢』へと続く記述は、周必大らの全集編纂と関連させると疑問が生じる。まず、「紹熙二年三月郡人孫謙益校正」と記載して、巻末に校正の終了を明記しているにも関わらず、その後にくこれらの記述は一

体何であるのか。さらに、これらの記述がもし周必大らの全集編纂時に付加されたとすれば、「資政殿学士戸部侍郎正文范公神道碑銘」の本文はすでに直前に収録済みであるので、再び「范文正公神道碑」として本文と同じ文章を記載して、さらにその後日談の記事を書き加える必要があるだろうか。換言すれば、「范文正公神道碑」として本文を引用し、それに関する後日談を記載する形式は、これだけで一つの完結した内容及び形式になっており、周必大らの全集編纂時における本文の文字の校正等とは全く関係のない記述と考えられる。従って、全集編纂の際に周必大らがわざわざ書き加えたとは考えにくく、この部分は周必大の全集編纂の後に増補されて付け加えられた記述だと考えられるのである。

ここで、『北京図書館古籍善本書目』に掲載される十本の南宋本のうち「歐陽文忠公集一百五十三卷 宋歐陽脩撰 宋刻本 鄧邦述跋 存四卷」(以下、鄧邦述跋本と称す)に注目すると、この部分は、

居士集卷二十

熙寧五年秋七月男發等編定

紹熙二年三月郡人孫謙益校正

とあり、「紹熙二年三月郡人孫謙益校正」という記載の次の行は空欄である。すなわち、後に増補して付加されたと思われる、前述した一連の記事は存在せず、「紹熙二年三月郡人孫謙益校正」という記述で、『居士集』卷二十の記事が終了している。鄧邦述跋本はわずかに四巻しか残っていないけれども、前述した「范文正公神道碑」の後日談等の増補部分が存在しない、この鄧邦述跋本こそが周必大の原刻本『歐陽文忠公集』だと言える。この原刻本が刊行された後に、全集が増補されて本文の「資政殿学士戸部侍郎正文范公神道碑銘」に関連する後日談等の記載である「范文正公神道碑」から始まる箇所が付け加えられたと考えられるのである。

『歐陽文忠公集』の編纂と日本への伝来について

三 『歐陽文忠公集』の増補について

このように周必大原刻の『歐陽文忠公集』が後に増補されていることに着目して、国図本、宮内庁本、天理本全てを比較調査し、原刻本を補訂した後に増補された箇所を確認していくと、国図本は二度に渡って記載が付け加えられ、天理本はそれに加えてさらに二回（合計で四回）付け加えられているのが明らかになる。その経緯は次の通りである（なお、宮内庁本は国図本と同一の版本で欠巻も多いので、以後国図本・宮内庁本系統の版本は、国図本を代表させて比較する）。

『歐陽文忠公集』百五十三巻を構成する『書簡』十巻部分を例にとりあげて考えると、『書簡』各巻の構成は、まず歐陽脩が送った書簡が掲載され、最後に「書簡巻〇」という記述で、その巻に収録された書簡の掲載が終了し、その後にその巻に収録した書簡の校勘があり、ここまですべてが周必大原刻本の記述である。さらに、その後に様々な記載が続く場合があるが、それが原刻本刊行後に増補された部分であると考えられる。その部分を確認すると、しばしば「續添」と記載して書簡が収録されている。「續添」とは最新作までの増補の意味だと考えられる。^①『歐陽文忠公集』の場合は、最初に全集を編纂した際には見つからなかった歐陽脩の書簡が、新たに発見された（これを最新作とみなす）ので、それを増補したということであろう。従って、その部分に収録されている書簡は原刻本刊行の後に増補されたことになる。しかも「續添」の後に、「又續添」として、さらに書簡が収録されている箇所もあり、それは「續添」として最新作を増補した後に、時間をおいて再度増補された際に、その時までの最新作（新たに発見された作）を再び補ったということであろう。周必大の原刻本『歐陽文忠公集』が刊行された後の増補部分について、「續添」、「又續添」等の記載に着目して諸本を比較して確認すると、前述した如く、国図本の増補は二度、天理本は国図本の増補に加えてさらに二回（合計で四回）増補されているのがわかる。^②

さて、国図本は二回に及ぶ増補で、書簡十九篇が新たに原刻本に付加された。^③この国図本に増補された十九篇は、後述するように明代に全集が再編集される過程で、本文中に移され配置されたことよって、今日の全集の本文中に収録されて伝わることになった。一方、国図本刊行後に、さらに全集は二回増補されたと考えられ、その増補部

分に合計すると九十六篇の書簡が付け加えられた。そして、この増補段階の『歐陽文忠公集』を、後述するように日本から来た北条実時の使者が購入して我が国へ持ち帰った。これが後の天理本である。その後、天理本は中国から日本にもたらされた当初の形のまま、すなわち書簡は各巻の増補部分にばらばらに付加されたまま、整理されることなく伝承された。つまり、九十六篇の書簡は天理本の増補部分に収録されたまま存在していたことになる。南宋に中国で流通していた天理本系統の版本は、その後中国においては重要視されることもなくほとんど流伝が途絶えてしまったが、南宋の朝廷に保管されていた国図本（周必大原刻本に二回増補された版本）は明代に伝わった。その国図本は明代の朝廷（内府）で再編集され刊行された。明の楊士奇は「恭題賜本歐陽文忠公集後」において、内府本の編纂について次のように記載する。

歐陽文忠公集在宋有數本。惟周益公家所編刻者最精備。此本近年新刻於春坊。時東宮殿下監國之暇、究心經史而凡歷代名臣奏疏悉取覽閱、尤愛文忠議論切直、文章淳雅、遂命刻之板成。

歐陽文忠公集は宋に在りて數本有り。惟だ周益公の家に編刻する所の者のみ最も精備たり。此の本近年新たに春坊に刻さる。時に東宮殿下監國の暇に、心を經史に究めて凡そ歷代名臣の奏疏悉く取りて覽閱し、尤も文忠の議論切直にして、文章淳雅なるを愛し、遂に之れを板に刻するを命じて成れり。

その当時東宮であった、後の明の第四代仁宗皇帝は、歐陽脩の議論の切直さや文章の淳雅さを愛していたので、周必大の編刻した全集を刻板させたと言う。さらに、明・李紹の「重刊蘇文忠公全集序」においては、

歐陽文惟歐所自選居士集、大蘇文惟呂東萊所編文選、與前數家並行。然僅十中之一二、求其全集、則宋時刻本雖存、而藏於內閣。仁廟亦嘗命工翻刻、而歐集止以賜二三大臣。

『歐陽文忠公集』の編纂と日本への伝来について

歐陽の文は惟だ歐自から選する所の居士集のみ、大蘇の文は惟だ呂東萊編する所の文選のみ、前の數家と並び行はる。然れども僅かに十中の一二にして、其の全集を求むるに、則ち宋時の刻本存すと雖も、内閣に蔵せらる。仁廟も亦た嘗て工に命じて翻刻せしむるも、歐集は止だ以て二三の大臣に賜るのみ。

とあり、仁宗が朝廷（内府）で編纂させた内府本『歐陽文忠公集』は、明の内閣に所蔵されていた「宋時刻本」を用いたと記述することに注目したい。明代の内府本『歐陽文忠公集』は今日に伝わっていないが、それを継承する弘治五年（一四九二）重修本（静嘉堂文庫所藏本）を調べると、⁽¹⁶⁾国図本を始めとする南宋本は半葉十行、十六字であるのに対して、弘治重修本は半葉十行、二十字と版式が異なっており、明代内府本作成の際に、南宋本を整理し直して編纂していることが明らかとなる。明代内府本を継承する弘治重修本は、原刻本に増補された書簡が本文の書簡部分に、増補された書簡についての校勘が本文の校勘部分にそれぞれまとめて収録される形となっている。すなわち、南宋本の「書簡本文、（書簡卷第〇）」という記述、校勘（ここまでが原刻本）、増補の際に収録された書簡、校勘」という形式が、「書簡本文、（書簡卷第〇）」という記述、校勘」という形式に編纂し直されている。ここで内府本『歐陽文忠公集』を確認すると、南宋当時に国図本に増補された十九篇の書簡が本編に挿入されて、その後校勘が並ぶという形式に整理し直されて編纂されているのがわかる。つまり、国図本に増補されていた十九篇が内府本『歐陽文忠公集』に収録されていることから、明代の内府に所蔵されていた「宋時刻本」とはまさしく国図本であることが明らかになり、南宋の朝廷に保管されていた『歐陽文忠公集』（国図本）は明代朝廷まで流伝して、そこで再編集されて刊行されたのである。この明の仁宗によって国図本に基づいて編纂された『歐陽文忠公集』が決定版となったことにより、以後の歐陽脩の全集は全てこれに基づいて編纂された。結局、周必大が『歐陽文忠公集』を完成させた後に増補された書簡のうち、国図本に収録された十九篇は今日に伝わることになったが、国図本刊行の後に増補されて天理本に付け加えられた九十六篇の書簡は明代朝廷には伝わらなかつたために今日まで完全に忘却されてしまい、その存在が全く知られなくなったのであつた。

四 金澤文庫と天理本『歐陽文忠公集』

さて、南宋の周必大らが『歐陽文忠公集』を編纂し刊行した慶元二年（一一九六）当時、眼を日本へ移してみると、鎌倉幕府が成立した頃であった。当時の幕府の蔵書は名越文庫に収蔵されていたが、一二〇八年、一二二一年の二度の火災により焼失してしまい、幕府は新たに蔵書を収集せざるを得ない状況となっていた¹⁷。一方、当時、日本と南宋の間では、しばしば唐船が往来しており、種々の貨物が取引されるのみならず、両国の僧侶も往復して交流しており、たとえば南宋の名僧・蘭溪道隆が一二四六年に、兀庵普寧が一二六〇年に、それぞれ日本に招かれ渡来するなど、鎌倉幕府は中国の文化状況にも通じることとなっていた。

その頃、鎌倉幕府の執権を補佐していた金澤流北条氏の北条実時が、鎌倉を中心に金澤家に必要な典籍や記録文書を収集し、さらに使者を南宋へ派遣して書籍を購入させた。こうして中国で購入した漢籍や日本で収集した多くの書籍や資料等を保管する場所として金澤文庫を創設したのであった。室町時代の玉隠英瓊は「関東禅林詩文等抄録」の中で、次のように記述する。

昔金澤大夫君、遣使于支那國、航萬里鯨波、運載群書、以爲我本朝之寶。大夫君廼称名律寺大且越也、故寺傍建文庫藏之。天下圖書之府也。

昔金澤大夫君、使を支那國に遣はし、萬里の鯨波を航し、群書を運載し、以て我が本朝の寶と爲す。大夫君は廼ち称名律寺の大且越なり、故に寺傍に文庫を建てて之れを藏す。天下圖書の府なり。

ここで言う金澤大夫君とは北条実時のことである。彼が派遣した使者が、遙か彼方、大波に堪えて万里の海を渡り多くの漢籍を日本に持ち帰り、それらを文庫に所蔵したと記述する。この文庫が金澤文庫であり、中国で漢籍を収集した時期は、陳翀氏の考察によれば一二五八年頃のことであった¹⁸。この時、中国から日本へ持ち帰った多くの

『歐陽文忠公集』の編纂と日本への伝来について

漢籍の中に、『歐陽文忠公集』百五十八卷（附録五卷を含む）があったことが確認できる。¹⁹⁾これが現在の天理本である。鎌倉幕府滅亡後、金澤文庫に所蔵されていた書籍の一部は足利学校に継承されたが、多くは散失してしまった。それらの書籍は、その後どこに所蔵されていたのかを明確に跡づけることができないが、江戸時代になって金澤文庫の書籍は、紅葉山文庫や昌平坂学問所に収蔵されたものも多く、『歐陽文忠公集』について言えば、京都の伊藤仁齋の古義堂に所蔵された。古義堂とは、江戸時代の寛文二年（一六六二）年に伊藤仁齋が儒学を教えるためにその生家で開いた家塾のことで、長子の伊藤東涯以下、代々その子があとを引き継いでいた。²⁰⁾古義堂の蔵書、書画など約五千五百点、一万冊は、一九四一年に天理大学附属天理図書館に所蔵されることとなり、古義堂文庫として整理された。こうして北条実時の使者が南宋で購入した『歐陽文忠公集』もこの時に古義堂から天理図書館に移されて、一九五二年には国宝に指定されたのであった。

五 おわりに

いずれも南宋時代の刊本である国図本、宮内庁本、天理本について、先行の研究では誤って南宋の慶元二年に周必大が編纂した原刻の『歐陽文忠公集』と見なしてしまい、従来そのことを疑ってこなかった。特に、周必大が『歐陽文忠公集』を刊行した後に、それが幾度か増補された過程についてはこれまで全く考察されなかったので、増補の際に付け加えられた書簡が存在することなどは全く想定されていなかった。しかも、今回筆者が発見した九十六篇の書簡は未整理のまま各巻末にばらばらにくっついた形で増補されており、一見するとその存在には全く気づかない。こうした『歐陽文忠公集』編纂増補の過程の複雑さが、今日まで天理本に残された歐陽脩の九十六篇の書簡の存在を発見できなかった要因だと考えられる。

ところで、すでに見てきたように、日本の宮内庁書陵部所蔵『歐陽文忠公集』（宮内庁本）は中国の国家図書館所蔵『歐陽文忠公集』（国図本）と刻工名が全く同じであることから、それらは同一の南宋版本だと言える。宮内庁書陵部の所蔵本は日本の皇室に代々伝わってきた書籍であり、国図本は既に見てきた如く南宋や明の朝廷において所

蔵されていたものであった。このように、中国の朝廷に所蔵されていた漢籍と日本の皇室所蔵の漢籍との関連については非常に興味深く、宮内庁本の日本への伝来過程の考察については今後の課題としたい。

一方、天理大学附属天理図書館所蔵『歐陽文忠公集』（天理本）は、南宋の朝廷に収蔵された国図本刊行の後に、増補を経て刊行された書籍であり、南宋末期当時、日本から来た北条実時の使者が購入したことによって、我が国へ将来されたものである。おそらく南宋当時はそれ程貴重とは見なされていなかったために、日本からの使者が購入できたと考えられ、国図本とは違い一般に入手することができる版本であったが故に、逆に中国では大事に保管しようとする意識が薄く、重要視されてこなかったであろう。しかし、結果として従来全く知られていない歐陽脩書簡九十六篇が付け加わっていた天理本は、中国から伝来した貴重な漢籍として、日本では大事に保管され、今日まで流伝してきたのであった。

注

- (1) 筆者は、二〇一一年十月八日の日本中国学会第六十三回大会で「歐陽脩の書簡九十六篇の発見について」と題して研究発表を行い、歐陽脩に未発見の書簡が存在していることを初めて公表した。その発表内容を、拙稿「歐陽脩の書簡九十六篇の発見について」（『日本中国学会報』第六十四集、二〇一二年）にまとめた。その後、拙著『歐陽脩新発見書簡九十六篇——歐陽脩全集の研究——』（研文出版、二〇一三年）を出版して九十六篇に関する研究と書簡を公開しているのを参照されたい。また、今回発見した歐陽脩の書簡九十六篇を読解するに当たっては、東英寿考校、洪本健箋注『新見歐陽脩九十六篇書簡箋注』（上海古籍出版社、二〇一四年）を参考にされたい。

- (2) たとえば、『武漢大学学报』第六十五卷、総三百二十期（二〇一二年）においては、「新発見歐陽脩書簡研究專題」として、九十六篇の書簡の発見についての特集が掲載されている。ここでは「東英寿教授新見歐陽脩散佚書簡解説」、「略論歐陽脩書簡の芸術特色——從日本学者新發現的96通書簡說起」、「從新發現的96通書簡看歐陽脩の日常生活」等の論文が発表され、新出書簡の芸術的特色や歐陽脩の日常生活との関連等の考察が進められている。また、筆者も注（1）

『歐陽文忠公集』の編纂と日本への伝来について

拙著『歐陽脩新発見書簡九十六篇—歐陽脩全集の研究—』において、歐陽脩の新発見書簡と通行本書簡との関係や新発見書簡の収蔵元等、様々な考察を進めている。

(3) 本稿において、周必大の文章は『文忠集』（四庫全書所収）に基づいた。

(4) 以下、国図本、宮内庁本、天理本に着目して周必大原刻本『歐陽文忠公集』について考察した部分については、注(1) 拙稿「歐陽脩の書簡九十六篇の発見について」に基づいており、論述の都合上、記述も重複していることを了承された。

(5) 『北京図書館古籍善本書目』（書目文獻出版社、一九八七年）。

(6) 宮内庁書陵部編『図書寮典籍解題 漢籍篇』（大蔵省印刷局、一九六〇年）。

(7) 文化庁監修『国宝』（毎日出版社、一九八四年）。

(8) 周必大の全集『文忠集』（四庫全書所収）には、この書簡に紹興四年七月という注記がある。紹興四年は一一三四年であり、周必大が八歳の頃となり時期が合わない。紹興四年（一一九三）の誤りだと考えられ、『全宋文』（上海辞書出版社、二〇〇六年）においても本書簡の作成年を紹興四年と判断している。

(9) 拙稿「周必大原刻本『歐陽文忠公集』百五十三卷について」（『中国文学論集』第四十号、二〇一一年。のち注(1) 拙著『歐陽脩新発見書簡九十六篇—歐陽脩全集の研究—』に収録）において、周必大原刻の『歐陽文忠公集』は、後述するように鄧邦述跋本であることを明らかにした。

(10) 注(5) 『北京図書館古籍善本書目』には、前述した周必大原刻本と見なされている三本の南宋版本以外に、次に挙げる七本の南宋版本が掲載されている。

○歐陽文忠公集一百五十三卷 宋歐陽脩撰 年譜一卷 宋胡柯撰 宋刻本 二十一冊 存七十二卷 二十至二十四
四十六至六十四 六十八至七十五 九十五至一百十四 一百十七至一百二十七 一百三十四至一百三十七 一百
四十一至一百四十二 一百四十四至一百四十六

○歐陽文忠公集一百五十三卷 宋歐陽脩撰 宋刻本 二冊 存四卷 八十二至八十五

○歐陽文忠公集一百五十三卷 宋歐陽脩撰 宋刻本 二冊 存九卷 九十七至一百一 一百五十至一百五十三

- 歐陽文忠公集一百五十三卷 宋歐陽脩撰 宋刻本「卷三十至三十四配清初抄本」 十六冊 存五十卷 一至五十五
- 歐陽文忠公集一百五十三卷 宋歐陽脩撰 附錄五卷 宋刻本 二十冊 存七十五卷 一至二 五十一至六十五 七十一至八十九 一百二至一百十八 一百二十五至一百四十三 附錄一至三
- 歐陽文忠公集一百五十三卷 宋歐陽脩撰 宋刻本 二冊 存十一卷 四十至五十
- 歐陽文忠公集一百五十三卷 宋歐陽脩撰 宋刻本 鄧邦述跋 四冊 存四卷 二十至二十三
- このうち、南宋版本として『北京図書館古籍善本書目』の一番最後に記載がある鄧邦述跋本が、注(9) 拙稿の考察によって周必大原刻の『歐陽文忠公集』であると認められる。
- (11) 「續添」の意味については、井上進「中国出版文化史」(名古屋大学出版会、二〇〇二年)に蘇軾の『元豊續添蘇子瞻錢塘集』について、「元豊」は一〇七八年に始まる年号、「續添」はたぶん最新作までの増補の意味……:」とある。「續添」とは新たに付け加えられた増補の意味という井上氏の見解に本稿も従う。
- (12) 「續添」、「又續添」という記載に注目した『歐陽文忠公集』の具体的な増補の状況については別稿を用意している。
- (13) 「国図本」の増補部分に十九篇の書簡が収録されていることについては、注(1) 拙稿「歐陽脩の書簡九十六篇の発見について」を参照されたい。
- (14) 中国において完全に伝承が途絶えたというわけではなく、中国国家図書館所蔵されている注(10)の南宋刊本を調査したところ「歐陽文忠公集一百五十三卷 宋歐陽脩撰 宋刻本 二冊 存九卷 九十七至一百一 一百五十至一百五十三」が天理本と同一の版本だと思われる。ただ、該書は僅か九巻しか現存せず、今回発見した九十六篇の書簡のうち、三十六篇の存在が確認できるだけである。
- (15) 以下の明代における『歐陽文忠公集』の編纂についての記述は、注(1) 拙稿「歐陽脩の書簡九十六篇の発見について」に基づいた。
- (16) 明代の内府本『歐陽文忠公集』の刊行状況、及びそれを継承している弘治五年(一四九二)重修本(静嘉堂文庫所蔵本)の存在等については、森山秀二「元刊本『歐陽文忠公集』を巡って」(『経済学季報』五十一巻第一号、二〇〇一年)を参照した。

『歐陽文忠公集』の編纂と日本への伝来について

- (17) 当時の状況については、陳翀「兩宋時期刻本東伝日本考―兼論金澤文庫之創建経緯」(西華大学学報(哲学社会科学版)、二〇一〇年)に基づいた。
- (18) 注(17) 陳翀氏の論文による。
- (19) 金澤文庫の蔵書については、関靖『金澤文庫の研究』(大日本雄弁会講談社、一九五一年)の第二章第五節に「金澤文庫本一覽」が掲載されている。そこには図書百二十四種、仏典十四種、漢籍八十九種があり、この漢籍のリストの中に『歐陽文忠公集』がある。
- (20) 天理本の末尾に「明和八年辛卯三月十七日読了東所」の奥書が記載されており、伊藤東涯の子である伊藤東所が、『歐陽文忠公集』を通読していたことがわかる。